

平成28年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	両立支援助成金(子育て期の短時間勤務支援)			担当部局	雇用均等・児童家庭局			作成責任者			
事業開始年度	平成23年度	事業終了(予定)年度	平成27年度	担当課室	職業家庭両立課			職業家庭両立課長 源河 真規子			
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定										
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号			関係する計画、通知等	雇用関係助成金支給要領 「日本再興戦略」改訂2016(平成28年6月2日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定) 「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)						
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	育児・介護休業法第24条第1項第3号に規定する「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度等の措置」に対する事業主の取組を促進するため、子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者が利用した場合に、助成金を支給することにより、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための職場環境の整備を促し、労働者の雇用の安定に資することを目的とする。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を就業規則に規定し、労働者が本制度を利用した場合に、助成金を事業主に支給する。										
実施方法	直接実施										
予算額・執行額 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求					
	予算の状況	当初予算	1,205	856	115	0	-				
		補正予算	-	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-	-				
	計	1,205	856	115	0	0					
執行額	215	178	176								
執行率(%)	18%	21%	153%								
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標最終年度 27年度		
	助成金の支給対象となった短時間勤務制度を利用した労働者の支給から6か月後の継続就業率90%以上	助成金の支給対象となった短時間勤務制度を利用した労働者の支給から6か月後の継続就業率	成果実績	%	93.6	94.4	95.9	-	95.9		
			目標値	%	90	90	90	-	90		
			達成度	%	104	104.9	106.6	-	106.6		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標最終年度 27年度		
	助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合90%以上	助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合	成果実績	%	98.8	98.5	98.9	-	98.9		
			目標値	%	90	90	90	-	90		
			達成度	%	109.8	109.4	109.9	-	109.9		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	助成金支給件数	活動実績	件	659	544	536	-				
		当初見込み	件	3,457	2,700	451	-				
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	助成金の執行額(X)/助成件数(Y)	単位当たりコスト	千円	325	327	329	-				
		計算式	X/Y		214,500/659	177,700/544	176,350/536	-			
平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由							
	計	0	0								

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること									
	施策	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること									
	測定指標	定量的指標	実績値	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標	目標年度		
				-	年度	32	年度				
		男性の育児休業取得率	実績値	%	2	2.3	2.7	-	-		
			目標値	%	2.6	2	2.3	-	13		
	定量的指標	実績値	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標	目標年度			
			-	年度	32	年度					
	次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	実績値	社	1,818	2,138	2,484	-	-			
		目標値	社	-	2,000	-	-	3,000			
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
<p>○子育て短期時間勤務支援助成金 少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を就業規則に規定し、労働者がこれらの制度を利用した場合に、事業主に支給する(平成27年度は経過措置)。 仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなること、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。</p>											
改革項目 経済・財政再生アクション・プログラム	分野:	-									
	KPI (第一階層)	実績値	単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度			
			-	年度	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	-	
	KPI (第二階層)	実績値	単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度			
			-	年度	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
	-										
	事業所管部局による点検・改善										
国費投入の必要性	項目	評価に関する説明									
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方を実現させることが重要な課題となっている。これに対応するためには、子どもをもつ労働者が仕事を続けながら家庭生活との両立ができる職場環境を整備する必要があり、また、育児・介護休業法を上回る制度についても広く国民のニーズがあることから、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。								
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	支給対象者が雇用保険適用事業主であることから、効率面においても雇用保険制度を運用している国(労働局)が実施すべき事業である。								
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	男女労働者が多様な個性や能力を發揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備することという政策目的の達成手段として位置づけられており、優先度の高い事業である。								
競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-									
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無									
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無									

事業の効率性	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、事業主から徴収した雇用保険料を財源に、労働者の職業生活と家庭生活の両立を容易にし、労働者の雇用の安定に資するため、事業主に支給するものであるため、受益者との負担関係は妥当である。				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	本助成金の支給額は、平成24年度から見直し減額しており、助成金の趣旨を踏まえて、事業主の規模に応じた適切な金額を設定している。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、事業主に支給する助成金のみで構成されており、必要最低限のものとなっている。				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-				
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	平成26年度の行政事業レビュー公開プロセスの結果を受け、平成27年4月10日付の支給要領から廃止とした。平成27年度については、経過措置分の経費のみであり、平成28年度以降は予算計上していない。				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果目標に見合ったものとなっている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	仕事と家庭の両立を実現するための職場環境の整備に取り組む事業主に対して、育児・介護休業法を上回る短時間勤務制度を導入し、利用者が生じた場合に助成して支援するものであり、経過措置の期間については成果目標も上回っているため、実効性は高くなった。				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	例年当初見込みを下回る状態が続いていたため、平成26年度の行政事業レビュー公開プロセスの結果を受け、平成27年4月10日付の支給要領から廃止とした。平成27年度については見込みを上回る実績であった。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	中小企業両立支援助成金(代替要員確保等)及び両立支援に関する雇用管理改善事業、出生時両立支援助成金と併せて、政府の重要施策である仕事と子育て等の両立支援に資する事業として行っているものである。当該事業については、そのうち、労働者が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、短時間勤務制度を導入した事業主に対する助成金の支給に係る経費である。				
	所管府省・部局名	事業番号		事業名			
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局	631		中小企業両立支援助成金(代替要員確保等)			
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局	632		両立支援に関する雇用管理改善事業			
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局	新28-027		出生時両立支援助成金			
点検・改善結果	点検結果	成果実績については事業開始当初から目標を上回っており、本助成金の支給は労働者の継続就業を図る上で有効であるといえる。ただし、活動実績については低調であったことから、平成26年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、廃止を含めた抜本的改善という評価となり、平成27年4月10日付の支給要領から廃止とした。					
	改善の方向性	平成27年度については、経過措置分の経費のみであり、平成28年度以降は予算計上していない。					
外部有識者の所見							
点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
終了予定	事業は当初の予定通りの成果を達成したため、平成27年度をもって終了すること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
予定通り終了	平成26年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、廃止を含めた抜本的改善という評価となり、平成27年4月10日付の支給要領から廃止することとした。						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	-	平成23年度	58	平成24年度	902		
平成25年度	628	平成26年度	631	平成27年度	640		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

厚生労働省
176百万円

【支給要領、助成金関係資料の作成】

A. 都道府県労働局(47局)
176百万円

【審査・支給事務】

【助成金の支給決定、助成】

B. 事業主
176百万円

【労働者の仕事と育児の両立のための職場環境の整備】

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.都道府県労働局			B.事業主		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	事業主に対する助成	176	助成金	労働者の仕事と育児の両立のための職場環境の整備	176
計		176	計		176

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京労働局	-	助成金の支給	33.7	-	-	--	
2	大阪労働局	-	助成金の支給	18.1	-	-	--	
3	愛知労働局	-	助成金の支給	11.2	-	-	--	
4	広島労働局	-	助成金の支給	9.7	-	-	--	
5	神奈川労働局	-	助成金の支給	8.3	-	-	--	
6	福井労働局	-	助成金の支給	7.6	-	-	--	
7	兵庫労働局	-	助成金の支給	6.6	-	-	--	
8	長野労働局	-	助成金の支給	5.2	-	-	--	
9	福岡労働局	-	助成金の支給	4.5	-	-	--	
10	富山労働局	-	助成金の支給	3.9	-	-	--	
11	石川労働局	-	助成金の支給	3.9	-	-	--	

